

令和 6 年度 第 2 回全国健康保険協会愛知支部評議会議事概要

日 時：令和 6 年 10 月 15 日(火) 15：00～16：50

場 所：全国健康保険協会愛知支部 第一会議室

出席者：権田評議員、竹田評議員、田中評議員、柴田評議員、竹内評議員、
宮武評議員、山口評議員（五十音順）

【令和 7 年度 平均保険料率について】

事務局より資料 1-1、1-2 に基づき説明

<被保険者代表>

資料の中で短時間労働者の被用者保険の適用拡大により財政負担が生じる恐れがある旨の記載があるが確認したい。

適用拡大によって今までも協会けんぽの被扶養者であった方が被保険者になった場合は、傷病手当金や出産手当金などの給付金は増える可能性があるものの、医療給付費は変わらないため、財政は協会にとってプラスに働くのではないかと見込んでいる。

（事務局）

協会けんぽの被扶養者であった方が被保険者になった場合はご指摘のとおりである。ただし、現在、健保組合に加入されている方の被扶養者など他保険者に加入されている方が、今回の適用拡大により協会けんぽの被保険者となる場合、医療給付費の増につながっていくものである。また、適用拡大により被保険者となった方の標準報酬月額相対的に低いことから、仮に医療給付費が平均的であるとすると、協会にとっては年間マイナス数億円程度の影響が出るのではないかと見込んでいる。

<被保険者代表>

適用拡大においては、就労調整する人と、加入する人と就業調整する方がかなり分かれるイメージがある。前回の適用拡大時に、加入者数の予測値があったと思うが、加入すると予想した方と、実際に加入した方との差異があれば教えてほしい。

（事務局）

令和 4 年 10 月に実施された適用拡大については従業員が 101 人以上の事業所に対し実施されたものであるが、現時点で予測数との差異は確認できていない。

<被保険者代表>

参考データに財政の赤字構造に係るデータがあるが、この中の医療給付費の伸び率が平均 3.2%、平均標準報酬が平均 0.8%となっているが、医療給付費が 4 年平均、平均標準報酬が 10 年平均となっているが、平均をとる年数の差異はなにか。

（事務局）

今後の保険料率をご議論いただくにあたり、より長期の財政見通しをご理解いただいた上で保険料率の議論を進める必要があることから、今後 10 年間の収支見通しと準備金残高について試算を行っており、平均標準報酬月額 は 10 年平均の伸びを使用している。また、2026 年以降の賃金上昇率について、10 年平均である 0.8%を中間とし、1.6%、0.8%、0.0%を設定している。

一方、医療給付費の伸び率については、今後 10 年間にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、過去 2 回分の診療報酬改定の影響を含む直近 2020～2023 年度までの 4 年間の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用していることから差異が生じているものである。

<学識経験者代表>

昨年度の準備金等があるならば下げたいところではあるが、後々の財政や現在の状況をみても 10%以下は厳しいのではないか。

<被保険者代表>

お示しいただいた資料をみても、将来的に厳しいことがわかるため、10%維持でよい。

<事業主代表>

準備金が赤字になった場合にはどのような影響があるか。例えば 2002 年のマイナス 6,169 億円、2009 年のマイナス 4,893 億円の単年度赤字になっている。準備金が 5.95 か月分あるが、赤字になった場合の影響についてはどうか。

（事務局）

準備金については、健康保険法においてインフルエンザの蔓延など医療費の変動リスクに備えるため、保険給付費や高齢者拠出金の支払いに必要な額の 1 か月分を準備金として積み立てなければならないとされている。

なお、2009 年に準備金が赤字になった際には、借入を行ったところ。

<被保険者代表>

令和 8 年度より子ども子育て支援金の徴収が始まる。年度で料率に変更になると承知しているため、料率変更が 2 か月連続になり、事務負担が増えないよう検討いただきたい。

＜学識経験者代表＞

意見をまとめると 10%を維持するということではよろしいか。また、保険料率の変更時期としては令和 7 年 4 月からではよろしいか。

＜評議員一同＞

異議なし。

【令和 7 年度愛知支部事業計画策定に向けた意見聴取について】

事務局より資料 2 に基づき説明

＜学識経験者代表＞

医療費分析において愛知支部と全国平均の乖離率について、平成 25 年度は全国平均よりも低かったが、令和 5 年度においては、ほぼ全国平均との差がなくなっている。その要因となるものを分析し把握できているか。また愛知支部の現状について、データ分析を行っており、県内の地域性や業種別についても分析をされていると思うが、どの範囲まで分析を行っているのか。

（事務局）

愛知支部の保険料率について、令和 5 年度より全国平均を上回っている状況。また昨今の医療費の傾向としては、都市部を中心に呼吸器系疾患の医療費が全国に比べて高くなっていることに加え全般的に上昇傾向にある。

地域別では、名古屋市内や尾張地区が高い傾向にあり、業種別にみると、機械器具製造業の医療費が高く、健診結果も他の業種に比べ悪い。

加入者数や医療費、健診対象を基にターゲットを明らかにしたうえで、今後の事業を計画していきたい。

＜学識経験者代表＞

愛知県に関しては、都市部の医療機関の数が多く受診しやすい環境が整っている地域ほど医療費が高い傾向となっているのか。また呼吸器系の疾患についてはコロナの影響もあって呼吸器系の医療機関の認知が広がってしまったということはあるのか。

（事務局）

地域ごとの呼吸器系の医療機関数は把握していないが、受診のしやすさからコロナ感染を疑い受診したものの、陽性ではなく他の呼吸器系疾患と診断されたケースもある程度含まれると思われる。

<被保険者代表>

かかりつけ医について確認したい。なんとなく理解しているつもりではあるがどういったものか教えてほしい。

また、これは意見となるが、上手な医療のかかり方について新聞広告を活用した広報について、記事形式かイラスト形式かどちらが加入者（購読者）にとって読んで（見て）もらえるのかよく検討していただいたうえで実施いただくのがよい。

女性特有の疾患についての取組について何か計画しているか。

（事務局）

かかりつけ医とは、気軽に健康について相談でき、必要な際に専門医や専門医療機関を紹介できる身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う医師。

また、新聞広告については今月も掲載する予定としており、記事内容はかかりつけ医や時間外受診、ジェネリック医薬品などとしている。イラストを使用し極力文字数を減らし、見やすい紙面を意識し作成している。ご指摘いただいた記事型広告についても、他の記事のように読んで頂くことによって読者の関心を引くことができると認識しているが、今回はイラスト等を使用した読みやすさを優先し作成している。

女性特有の疾患については、健康経営において女性の健康課題に関してのお話がよくあがる。健康宣言を実施している事業所の中にも、女性の健康課題について会社として何か取り組めないかと積極的に考えている事業所も多くある。

今取り組めているものとしては、健康宣言好事例集に女性の健康課題に関する内容を掲載し、情報提供を行っているところ。

<事業主代表>

生活習慣の改善意識が低いのは、大都市圏の意識が低い傾向にあるのか。

事業主として健康であることの重要性については認識しており、健康宣言も実施し、健康経営優良法人にも認定された。特定の担当者も設け、先週から健康診断の結果を確認し、生活習慣の改善が必要な社員と面談している。

大企業であればトップの意識も高く、体制も整っているが、中小企業で事業主がどこまで社員、家族も含め健康に関心があるのか。あるいは従業員が自身の健康にどれだけ改善しているかという意思があるのか。個々に意思を委ねてしまうと恐らく難しい。

事業主がいかに寄り添ってあげるかにかかってくる。愛知支部の事業を報告いただいたが、中小企業の経営者へどのように働きかけるのかご意見をお伺いしたい。

（事務局）

生活習慣の改善意思なし、運動、食事、睡眠それぞれ調べてみると、大都市圏であることの

要因はないと思われ、全般的に都市部に偏っているという訳ではない。

事業主への周知については、この夏の健康経営優良法人の申請もありニーズも高く、健康宣言したいというご連絡はよくいただく。経営者層よりトップダウンである場合のほうが話は進み、担当者任せではなく、チームや部署を作ると進みやすい。

経営者層への周知方法については現在も模索中であり、健康経営好事例集なども愛知支部では作成しているため、健康経営を実践する事業主様には是非ご活用いただきたい。

<被保険者代表>

データ分析の結果を用いて各事業を計画いただいているかと思うが、若年層の一人当たり医療費が高いのはなぜか、その理由を分析した結果として事業計画を策定していると思うが、理由を明確にしたうえで実施しないと結果は出ない。

様々な計画を立てて実施するにあたり、最終的には保険料率に影響する。説明した事業については支出に影響する。先ほどの平均保険料率の説明をいただく中で収入を予測することが難しいという認識であるが、では収入予測が難しいのであれば支出をしっかりと捉え、目標値として設定する。いろいろなことを取組む上で収支バランスの支出の観点で事業に取組むとどのように推移するのか意識する必要がある。

【マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について】

事務局より資料 3-1 に基づき説明

<被保険者代表>

資格確認書の発行について有効期限が設けられ、資格取得時に手続き項目が設けられた話は聞いているが、資格確認書の発行については、これまでの健康保険証と同じくらいの日数で発行されるのか。

(事務局)

資格確認証の発行について、資格取得届の資格確認書の発行希望欄へチェックを入れた方に関しては、これまでの保険証の発行に要した期間とさほど変わらない。

一方、チェックをされていない方で、マイナンバー保険証をお持ちでない方（マイナンバーカードの保険証の利用登録をされていない方）については、中間サーバーとの突合を行い自動発行となるが、システム上 1 か月から 2 か月の時間を要する見込みである。

【保健事業の一層の推進について】

事務局より資料 3-2 に基づき説明

質疑なし

機密性 1

特 記 事 項

- ・傍聴者なし
- ・次回評議会は令和 7 年 1 月開催予定